

## IASB Update

### 2022年5月

IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関するIASBの最終的な決定は、IFRS財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されており正式に書面投票が行われる。

IASBは2022年5月23日から27日に会議を行った。

## 目次

### 作業計画の概要

- [IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）](#)

### リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）](#)
- [動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）](#)
- [開示に関する取組み一時的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11）](#)
- [のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）](#)
- [開示に関する取組み一時的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）](#)

### 維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)

## 作業計画の概要

### IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

IASBは2022年5月23日に会合し、[作業計画](#)についてのアップデートを受けた。IASBは何も決定を求められなかった。

[次のステップ](#)

## 関連情報

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去のIASB Updateはこちら](#)

## 要約のポッドキャスト

[過去のIASBボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

IASB は作業計画についての次回のアップデートを 2022 年 9 月までに受ける予定である。

## リサーチ及び基準設定

### IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）

IASB は 2022 年 5 月 24 日に会合し、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関する要求事項についての 2022 年 4 月からの議論を継続した。IASB は、企業が当該要求事項を ESG 運動要素などの特定の要素を有する金融資産及び契約上リンクされている金融商品にどのように適用するのかを明確にすべきかどうか、また、その場合にいつ明確化すべきかについて議論した。

分析に基づいて、IASB は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関する IFRS 第 9 号「金融商品」の要求事項の特定の側面を明確化するための基準設定プロジェクトを開始することを決定した。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 次のステップ

IASB は 2022 年 6 月の会議でプロジェクト計画について議論する。

### 動的风险管理（アジェンダ・ペーパー4）

IASB は 2022 年 5 月 23 日に会合し、作成者との会合で識別された主要な課題についての最終的な審議を行った。IASB は次のことを行った。

- 動的风险管理（DRM）モデルの仕組みの精緻化、すなわち、どの金額を認識しそれを財務諸表においてどこに認識すべきかについて議論した（アジェンダ・ペーパー4A）。
- 動的风险管理のプロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定プログラムに移すべきかどうかについて議論した（アジェンダ・ペーパー4B）。

#### DRM モデルの仕組み（アジェンダ・ペーパー4A）

DRM モデルは、企業が自らの動的风险管理戦略を財務諸表によりよく反映して財務諸表利用者により有用な情報を提供できるようにすることが意図されている。IASB は DRM モデルの仕組みを次のことを要求するように変更することを暫定的に決定した。

- a. 指定したデリバティブを財政状態計算書において公正価値で測定すること
- b. DRM 調整を財政状態計算書において次のいずれか低い方（絶対額で）として認識すること
  - i. DRM モデルの開始時からの指定したデリバティブに係る利得又は損失の累計額
  - ii. DRM モデルの開始時からの価格改定リスクに起因するリスク軽減意図の公正価値の変動累計額（ベンチマーク・デリバティブを代用として使用して計算される）
- c. 上記(a)に従って計算した指定したデリバティブからの正味の利得又は損失及び上記(b)に従って計算した DRM 調整を純損益計算書に認識すること

10 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### プロジェクトの方向性（アジェンダ・ペーパー4B）

IASB は次のことを決定した。

- a. 動的风险管理のプロジェクトを基準設定プログラムに追加する。
- b. 本プロジェクト専用の諮問グループを設置せず、各諮問機関の専門知識を引き続き利用する。

10名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### 次のステップ

今後の会議で、IASBは、詳細なプロジェクト提案について、再審議の具体的な領域及び考えられる日程を示して、議論する。

### 料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASBは2022年5月26日に会合し、次のことについて議論した。

- さまざまな規制スキームの主要な特徴（アジェンダ・ペーパー9A）
- IASBが公開草案「規制資産及び規制負債」における合計許容報酬についての提案に対するフィードバックにどのように対応し得るのかについての料金規制諮問グループからの助言（アジェンダ・ペーパー9B）
- 合計許容報酬についての提案に関連する具体的なトピックの再審議の計画（アジェンダ・ペーパー9C）

IASBは何も決定を求められなかった。

今回の会議で、IASBは提案の範囲についても引き続き再審議した。特にIASBは次のことについて議論した。

- 公開草案における「顧客」という用語に関する適用上の疑問点（アジェンダ・ペーパー9D）
- IFRS第9号「金融商品」の範囲に含まれる金融商品に関連する規制資産又は規制負債の考えられる範囲除外（アジェンダ・ペーパー9E）

#### 範囲—顧客（アジェンダ・ペーパー9D）

IASBは、基準書において、規制資産又は規制負債が生じるためには、時点差異が、企業がIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って収益として会計処理する規制料金に含まれる金額から発生し、かつ、それを通じて解消されることが必要である旨を明確化することを暫定的に決定した。これはたとえ次の場合であっても当てはまる。

- a. 企業が規制料金を他の者を通じて間接的に顧客に請求する場合
- b. 時点差異の発生及び解消が、異なる顧客グループに請求される規制料金を通じて異なる収益ストリームにおいて生じる場合

10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 範囲—IFRS第9号の範囲に含まれる金融商品（アジェンダ・ペーパー9E）

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 基準書の範囲から、IFRS第9号の範囲に含まれる金融商品に関連する規制資産又は規制負債を除外しない。
- b. 基準書に関する結論の根拠において、金利の規制は金利に対する上限又は下限の設定に通常は限定される旨を説明する。この種類の規制は時点差異を生じさせないと見込まれる。

10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 次のステップ

IASBは今後の会議でプロジェクトの提案について引き続き再審議する。

## 開示に関する取組み—一的を絞った基準レベルの開示レビュー（アジェンダ・ペーパー11）

IASB は 2022 年 5 月 25 日に会合し、公開草案「IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ」に対するコメントレーターにおいて提供されたフィードバックについて議論した。IASB は本プロジェクトの今後のステップに関する予備的見解についても議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

### 次のステップ

IASB は、本プロジェクトの今後のステップを今後の会議で検討する。

## のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は 2022 年 5 月 27 日に会合し、のれんと減損のプロジェクトについて議論した。2021 年 9 月に、IASB は次のことを優先すると決定した。

- a. ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」に記述した企業結合に関する開示要求のパッケージについて暫定的な決定を行うこと
- b. のれんの事後の会計処理についてのフィードバックの具体的な諸側面の分析

今回の会議で IASB は次のことに関する追加的なりサーチについて議論した。

- a. のれんの耐用年数及びのれんが減衰するパターンを見積ることが実行可能かどうか
- b. 償却に基づくモデルへの移行の考え得る影響

IASB は何も決定を求められなかった。

### 次のステップ

IASB は、企業結合に関する開示要求の考え得る改善についてディスカッション・ペーパーに記述した予備的見解に関して、利害関係者が指摘した実務上の懸念についてのリサーチを完了する。

IASB はその後次に次のことに関する決定を行う。(a) 企業結合に関する開示要求のパッケージ、(b) のれんの事後の会計処理について減損のみのモデルを維持するという予備的見解、(c) 本プロジェクトの範囲に含まれるその他のトピック、である。

## 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

IASB は 2022 年 5 月 24 日から 26 日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」における下記に関する提案を再審議した。

- 経営者業績指標と IFRS 会計基準で定めている最も直接的に比較可能な合計との調整表における項目の税効果及び非支配持分に対する影響の開示 — アジェンダ・ペーパー21A
- 単一の注記における「通例でない収益及び費用」の定義及び開示並びに当該注記の構成 — アジェンダ・ペーパー21B 及びアジェンダ・ペーパー21C
- 特定の主要な事業活動を有する企業についての持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用の分類 — アジェンダ・ペーパー21D

### 経営者業績指標（アジェンダ・ペーパー21A）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 経営者業績指標と IFRS 会計基準で定めている最も直接的に比較可能な小計又は合計との調整表において開示している各項目の税効果及び非支配持分に対する影響を開示するという公開草案での要求事項案を確認する。10名のIASBメンバーのうち7名がこの決定に賛成した。
- b. 法人所得税への影響の計算方法を定めている要求を改訂して、企業に次のいずれかで計算することを要求する。
  - i. 基礎となる取引の税効果を、関連する法域で当該取引に適用される法定税率で計算する。
  - ii. (i)に記述した税効果を計算し、それから基礎となる取引に関連する他の法人所得税効果を、当期税金及び繰延税金の合理的な比例配分、又はより適切な配分を達成する他の方法に基づいて配分する。

10名のIASBメンバーのうち8名がこの決定に賛成した。

IASBは、暫定的な決定は(b)(i)におけるアプローチが実質的にバックストップであることを意味することに留意し、このバックストップを維持しつつコストと便益とのバランスを改善するより広範囲のアプローチを企業が使用するのを認めることが、可能かどうかを検討するようスタッフに依頼した。

#### **通例でない収益及び費用（再現性が限定的である収益及び費用）（アジェンダ・ペーパー21B）**

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案で提案したように、過去に生じた収益及び費用を定義に含める。10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 定義によって捕捉される項目を「再現性が限定的である収益及び費用」という名称とする。10名のIASBメンバーのうち6名がこの決定に賛成した。IASBは今後の会議で、「通例でない収益及び費用」という名称の使用を制限するかどうかを検討する。
- c. 公開草案で提案した定義を修正して、数事業年度について再現すると見込まれる収益及び費用を含める。10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. (a)から(c)に記述した暫定的な決定を、次のような定義を進めることによって反映する。

収益及び費用は、種類及び金額が類似している収益又は費用が、評価期間の終了前に発生しなくなり、いったん発生しなくなると再び発生しないであろうと予想するのが合理的である場合には、再現性が限定的である。
- e. 評価期間を定義する方法を探求する（例えば、予算及び予測の期間と関連付けるか又は最小限ないしは最大限の年数を定めることによって）。

#### **再現性が限定的である収益及び費用—開示（アジェンダ・ペーパー21C）**

IASBは、種類又は金額が類似している収益及び費用が将来の数事業年度（(d)に記述した暫定的な決定を反映するため、現在は評価期間）について発生しないと予想される理由の説明的記述についての公開草案で提案した開示要求について議論した。IASBは今後の会議で、この開示要求の含意を将来予測的情報との関連において分析することを検討する。

その分析の結果を条件として、IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 金額がより低いために、将来において生じると見込まれる収益及び費用とは異質である収益及び費用を定義に引き続き含める。10名のIASBメンバーのうち8名がこの決定に賛成した。
- b. そのような収益及び費用の項目について、当期に認識した金額の開示を要求するという提案を再確認する。10名のIASBメンバーのうち8名がこの決定に賛成した。

IASBは、これらの要求事項の効果は、収益及び費用についての情報を、再現性が限定されていることに関する情報が財務諸表利用者にとって関心がある場合（すなわち、そのような情報に重要性がある場合）にのみ提供することとなることに留意した。

### 持分法で会計処理する投資（アジェンダ・ペーパー21D）

IASB は何も決定を求められなかった。IASB は、特定の主要な事業活動を有する企業が、持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を営業区分の外に分類するという提案について議論した。

#### 次のステップ

IASB は本プロジェクトの提案を今後の会議で引き続き再審議する。

## IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2022 年 5 月 23 日から 24 日に会合し、第 2 次包括レビューの一部として IFRS for SMEs 会計基準の修正を提案すべきかどうか、及び提案するとした場合の提案方法について議論した。

### 公開草案に向けて—IFRS for SMEs 会計基準の範囲及び名称（アジェンダ・ペーパー30A）

IASB は次のことを維持することを暫定的に決定した。

- a. 基準の範囲 — 基準は、公的説明責任がなく一般目的財務諸表を外部の利用者のために作成する企業のために意図されている。
- b. 「IFRS for SMEs 会計基準」という基準の名称

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 公開草案に向けて—公的説明責任の定義（アジェンダ・ペーパー30B）

IFRS for SMEs 会計基準における「公的説明責任」の定義の理解可能性を高めるため、IASB は次のことを提案することを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 会計基準の 1.3 項(b)に列挙されている企業が主要な事業の 1 つとして幅広い外部者のグループのために受託者の立場で資産を保有していることがどのくらいあるのかに対する言及を削除すること
- b. 明確化するガイダンスを含めること

IASB はまた、基準書案「公的説明責任のない子会社：開示」が最終確定される場合には、当該基準書案で示している公的説明責任の記述について同じ修正を行うことも暫定的に決定した。

10 名の IASB メンバーのうち 9 名がこれらの決定に賛成した。

さらに、基準書案「公的説明責任のない子会社：開示」に関して、IASB は、当該基準書案が最終確定される場合には、次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. モジュール 1「中小規模の企業」（IFRS for SMEs 会計基準の第 1 章「中小規模の企業」に関する教育的資料）についてのガイダンスを、当該基準書を適用する企業がどのように利用できるようにするのが最善なのかを検討する。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

- b. IFRS for SMEs 会計基準の 1.7 項と同様の文言を使用することによって、中間親会社は自らの単独又は個別財務諸表において当該基準書を適用する資格を自らの地位に基づいて評価することを要求される旨を明確化する。すなわち、中間親会社は、他のグループ企業やグループ全体が公的説明責任を有しているかどうかを考慮せずに、評価を行うことを要求されることとなる。

10 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。

### 公開草案に向けて—IFRS for SMEs 会計基準の第 2 章と他の章との不整合のレビュー（アジェンダ・ペーパー30C）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 1989 年公表の「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」で定義されている「資産」及び「負債」の定義を、それぞれ、本基準の第 21 章「引当金及び偶発事象」及び第 18 章「のれん以外の無形資産」に含める。
- b. 本基準の第 2 章「概念及び一般原則」における認識規準への参照を、本基準の第 17 章「有形固定資産」及び第 18 章から削除する。

10 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### **公開草案に向けて一整理論点 (アジェンダ・ペーパー30D)**

IASB は、本基準の第 19 章「企業結合及びのれん」の次の修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 2020 年 5 月公表の「概念フレームワークへの参照」に合わせて、次のようにする。
  - i. 認識の要件を満たすためには、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債は、取得日において、本基準の第 2 章 (IASB が 2018 年「財務報告に関する概念フレームワーク」に合わせることを暫定的に決定している) における資産及び負債の定義を満たさなければならない。
  - ii. 本基準の第 21 章の範囲に含まれる負債及び偶発負債について、それらが企業結合で引き受けたものではなく個別に発生したものである場合には、取得企業は、取得日において引当金又は偶発負債について現在の義務が過去の事象の結果として存在しているかどうかを決定するために、IFRS for SMEs 会計基準の 21.6 項を適用することを要求される。
- b. 取得企業は負債ではない偶発事象を認識できないという IFRS 第 3 号「企業結合」における要求に合わせる。

10 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB はまた、本基準の第 10 章「会計方針、見積り及び誤謬」を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積り及び誤謬」(2021 年 2 月修正) に示されている「会計上の見積り」の定義に合わせるための修正を提案することも暫定的に決定した。提案する修正には、IAS 第 8 号に示した IFRS for SMEs 会計基準を適用する企業に関連性のある適用指針が含まれることとなる。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB はまた、IFRS 第 9 号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」(2017 年公表) を反映するように本基準の第 11 章「金融商品」の修正を提案することも暫定的に決定した。SMEs が負の補償を伴う期限前償還要素を有する負債性金融商品を償却原価で測定できるようにするためである。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB はまた、本基準の第 14 章「関連会社に対する投資」の修正を提案することも暫定的に決定した。IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の 2017 年修正を反映し、関連会社又は共同支配企業に対する企業の純投資の一部を構成する金融商品の処理方法を明確化するためである。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB はまた、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」に簡素化を加えたいうえで合わせるように本基準の第 33 章「関連当事者についての開示」の修正を提案することも暫定的に決定した。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **公開草案に向けてIFRS 会計基準との合致のための IFRS for SMEs 会計基準の経過措置 (アジェンダ・ペーパー30E)**

IASB は、IASB が提案することを暫定的に決定した新しい要求事項を適用する企業のための経過措置を提案することを暫定的に決定した。提案する経過措置は、IFRS for SMEs 会計基準の次の 6 つの章に関するものである。

- a. 第 9 章「連結及び個別財務諸表」
- b. 第 11 章「基本的な金融商品」
- c. 「公正価値測定」についての新たな章
- d. 第 15 章「共同支配企業に対する投資」
- e. 第 19 章「企業結合及びのれん」
- f. 第 23 章「収益」

提案する経過措置は、完全版の IFRS 会計基準における経過措置からは簡素化される。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **公開草案に向けて一発効日（アジェンダ・ペーパー30F）**

IASB は、IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版の発効日を当該基準の第 3 版の公表日から少なくとも 2 年後とし、早期適用を認めることを提案することを暫定的に決定した。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **次のステップ**

IASB は今後の会議でプロジェクト提案を引き続き開発する。

## **開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）**

IASB は 2022 年 5 月 23 日に会合し、IFRS 会計基準書案「公的説明責任のない子会社：開示」の範囲について議論した。

#### **基準書案の範囲案（アジェンダ・ペーパー31A）**

基準書案の最終確定を条件として、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 基準書案で提案した範囲を確認する。
- b. 基準書案が最終確定された後に（おそらく適用後レビューの間に）、範囲を見直す。

10 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

IASB は、基準書案が最終確定される場合には、次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 会計基準において行うことも IASB が暫定的に決定している（アジェンダ・ペーパー30B）ように、「公的説明責任」の記述を明確化する。10 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。
- b. IFRS for SMEs 会計基準の 1.7 項と同様の文言を使用して、中間親会社は自らの単独又は個別財務諸表において当該基準書を適用する資格を自らの地位に基づいて評価することを要求される旨を明確化する。すなわち、中間親会社は、他のグループ企業やグループ全体が公的説明責任を有しているかどうかを考慮せずに、評価を行うことを要求されることとなる。

10 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。

- c. (IFRS for SMEs 会計基準の) モジュール 1「中小規模の企業」に関する教育的資料を、当該基準書を適用する企業がどのように利用できるようにするのが最善なのかを検討する。10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 次のステップ

IASB は今後の会議で本プロジェクトの方向性を決定する。

## 維持管理及び一貫した適用

### 維持管理及び一貫した適用 (アジェンダ・ペーパー12)

IASB は 2022 年 5 月 23 日に会合し、IFRS 解釈指針委員会の 2022 年 4 月の会議で議論されたアジェンダ決定について検討した。

#### 本人なのか代理人なのか：ソフトウェア再販売業者 (IFRS 第 15 号)：アジェンダ決定の最終確定 (アジェンダ・ペーパー12)

IASB は、アジェンダ決定「本人なのか代理人なのか；ソフトウェア再販売業者」(IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」)に反対するかどうかを問われた。

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

#### 次のステップ

このアジェンダ決定は 2022 年 3 月に [IFRIC Update 2022 年 4 月](#) への補遺において公表される。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。